



島根県報

平成21年4月7日（火）

第2,074号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	（高齢者福祉課）	2
介護保険法の規定による指定居宅介護支援事業者の指定	（　　　　　）	2
県営土地改良事業計画の変更（3件）	（農村整備課）	2
県営土地改良事業の工事の完了	（　　　　　）	4
解除予定保安林	（森林整備課）	4
大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗廃止の届出	（中小企業課）	4

【訓 令】

島根県公印規程の一部改正	（総務課）	5
--------------	-------	---

【公 告】

平成21年島根県保育士試験の実施	（青少年家庭課）	5
開発行為に関する工事の完了	（都市計画課）	6

【特定調達公告】

島根県税務総合オンラインシステム用端末装置のリース及び保守一式に係る競争入札の参加資格等	（税務課）	6
島根県税務総合オンラインシステム用端末装置のリース及び保守一式に係る一般競争入札の実施	（　　　　　）	6

【教委告示】

島根県指定有形文化財の指定	（文化財課）	9
---------------	--------	---

【正 誤】

平成19年2月16日付け島根県報第1,854号中	（選挙管理委員会）	9
--------------------------	-----------	---

告 示

島根県告示第286号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の9第1号の規定により告示する。

平成21年4月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
独立行政法人国立 病院機構 浜田医 療センター	居宅療養管理指導	独立行政法人国立病院 機構 浜田医療センタ ー	浜田市黒川町3748番地	平成21年4月1日
	介護予防居宅療養管理 指導			
社会福祉法人隠岐 共生学園	訪問介護	訪問介護事業所百寿	隠岐郡隠岐の島町栄町1091 番地	平成21年4月1日
	介護予防訪問介護			
社会福祉法人隠岐 共生学園	訪問介護	訪問介護事業所たまゆ の杜	松江市玉湯町湯町1924番1	平成21年4月1日
	介護予防訪問介護			
有限会社 ウェル ガーデンたんぼぼ	居宅療養管理指導	訪問看護ステーション ウェルガーデンたん ぼぼ	出雲市塩冶町1978-2	平成21年4月1日
	介護予防居宅療養管理 指導			
ひかわ医療生活協 同組合	居宅療養管理指導	ひかわ生協訪問看護ス テーション チューリ ップ	簸川郡斐川町直江町4883番 地1	平成21年4月1日
	介護予防居宅療養管理 指導			
社団法人 出雲医 師会	居宅療養管理指導	斐川訪問看護ステーシ ョン さくら	簸川郡斐川町莊原町2172- 3	平成21年4月1日
	介護予防居宅療養管理 指導			

島根県告示第287号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条第1号の規定により告示する。

平成21年4月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人 隠岐共生 学園	居宅介護支援事業所 たま ゆの杜	松江市玉湯町湯町1924-1	平成21年4月1日

島根県告示第288号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、延屋地区を受益地域とする農道事業（県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画の変更に異議のあるものは、縦覧期間満了後15日以内に申し出られたい。

平成21年 4 月 7 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 縦覧に供する書類の名称
延屋地区農道事業（県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業）
変更計画書の写し
- 2 縦覧の期間
告示の日から21日間
- 3 縦覧の場所
大田市役所

島根県告示第289号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、大国地区を受益地域とする農道事業（県営一般農道整備事業）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画の変更に異議のあるものは、縦覧期間満了後15日以内に申し出られたい。

平成21年 4 月 7 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 縦覧に供する書類の名称
大国地区農道事業（県営一般農道整備事業）
変更計画書の写し
- 2 縦覧の期間
告示の日から21日間
- 3 縦覧の場所
大田市役所

島根県告示第290号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、和田地区を受益地域とする農道事業（県営一般農道整備事業・県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画の変更に異議のあるものは、縦覧期間満了後15日以内に申し出られたい。

平成21年 4 月 7 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 縦覧に供する書類の名称
和田地区農道事業（県営一般農道整備事業・県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業）
変更計画書の写し
 - 2 縦覧の期間
告示の日から21日間
 - 3 縦覧の場所
大田市役所
-

島根県告示第291号

次に掲げる県営土地改良事業の工事は完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により告示する。

平成21年 4 月 7 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事 業 名	完了年月日
浜八島地区用排水施設事業（県営経営体育成基盤整備事業）	平成21年 3 月 5 日
浜八島地区農道事業（県営経営体育成基盤整備事業）	平成21年 3 月 5 日

島根県告示第292号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成21年 4 月 7 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除予定保安林の所在場所
大田市三瓶町多根字天井原1121-1・1122-1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

島根県告示第293号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定による届出があったので、同条第6項の規定により次のとおり告示する。

平成21年 4 月 7 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 届出の概要
 - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
島根県物産観光館及び協同組合松江名産センター 松江市殿町191番外
 - (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所
島根県 島根県知事 溝口 善兵衛 松江市殿町1番地
協同組合松江名産センター 代表理事 内藤 守 松江市千鳥町36番地
 - (3) 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
1,027平方メートル
 - (4) 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
996平方メートル
 - (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となった日
平成21年 3 月 19 日
- 2 届出年月日
平成21年 3 月 27 日

訓 令

島根県訓令第8号

本 庁
地方機関

島根県公印規程（平成元年島根県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

平成21年4月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

別表第1知事印の項中「別表第3第17号、第24号及び第28号」を「別表第3第16号、第23号及び第27号」に改める。

附 則

この訓令は、平成21年4月7日から施行する。

公 告

児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第18条の8第2項の規定により、平成21年島根県保育士試験を次のとおり実施するので、島根県保育士試験規程（昭和28年島根県告示第629号）第3条の規定により公告する。

なお、試験の実施に関する事務は、法第18条の9第1項の島根県指定試験機関である社団法人全国保育士養成協議会が行う。

平成21年4月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 試験日程

(1) 筆記試験

平成21年8月8日（土）及び8月9日（日）

午前9時30分から午後4時まで

(2) 実技試験

平成21年10月11日（日）

集合時刻等は、「筆記試験結果通知書」と併せて送付する「実技試験受験票」により通知する。

2 試験場所

(1) 筆記試験

松江市 松江市学園南1-2-1

島根県立産業交流会館（くにびきメッセ）

浜田市 浜田市野原町859-1

浜田市総合福祉センター

(2) 実技試験

松江市 松江市浜乃木7-24-2

島根県立大学短期大学部松江キャンパス

3 受験手続

(1) 受験申請書受付期間

平成21年5月13日（水）まで。ただし、平成21年5月13日までの消印があるものに限り受け付ける。

(2) 受験の手引き（申請書）の入手方法

郵送による配布を原則とする。

なお、受験の手引きを入手しようとするものは、下記4の機関へ返信用封筒（角形2号）に140円切手を貼り、住所・氏名を明記し、別封筒（サイズ指定なし）に入れ、「手引き請求」と朱書きし、郵送により請求する。

4 受験の手引き請求先及び受験申請書提出先並びに問合せ先

〒171-8536 東京都豊島区高田3-19-10

社団法人全国保育士養成協議会保育士試験事務センター

電話 0120-4194-82

5 提出方法

受験申請は、郵送（簡易書留）に限る。

6 受験手数料

12,700円

7 合格発表等

合格者に対して、平成21年11月24日（火）までに保育士試験合格通知書を送付する。

なお、筆記試験については平成21年9月24日（木）までに、受験者全員に筆記試験結果通知書を送付する。

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成21年4月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 開発区域

浜田市片庭町86番10 外12筆

面積 10,296.92平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

浜田市殿町1番地

浜田市長 宇津 徹男

特 定 調 達 公 告

平成21年度において、島根県税務総合オンラインシステム用端末装置のリース等に係る特定調達契約の締結が見込まれるので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条により、次のとおり公告する。

平成21年4月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 特定調達契約により調達する物品の種類

島根県税務総合オンラインシステム用端末装置のリース及び保守一式

2 一般競争入札及び競争入札に参加する者に必要な資格、当該資格の審査に係る申請方法並びに当該資格の有効期間及びその更新の手続

物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）に定めるところによる。

次のとおり一般競争入札に付するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団

体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成21年4月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 入札に付する事項

(1) 入札内容

島根県税務総合オンラインシステム用端末装置（デスクトップパソコン30台、サーバ5台）のリース及び保守一式（機器調達、指定ソフトインストール、動作検証、設置、配線、調整等を含む。）

(2) 入札案件の仕様等について

入札説明書による。

(3) リース及び保守期間

平成21年10月1日から平成26年9月30日まで

(4) 納入期限

平成21年9月30日（水）

(5) 納入場所及び数量

ア デスクトップパソコン（数量）

島根県隠岐支庁県民局（2台）

島根県東部県民センター（9台）

島根県東部県民センター自動車税管理グループ（2台）

島根県東部県民センター雲南事務所（2台）

島根県東部県民センター出雲事務所（3台）

島根県西部県民センター（4台）

島根県西部県民センター県央事務所（2台）

島根県西部県民センター県央事務所川本駐在グループ（1台）

島根県西部県民センター益田事務所（2台）

島根県総務部税務課（1台）

島根県総務部税務課税務電算グループ（2台）

イ サーバ（数量）

島根県東部県民センター自動車税管理グループ（1台）

島根県地域振興部情報政策課（4台）

(6) 入札方法

ア 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。

イ 落札の決定にあたっては、アの金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札金額とする。

(7) その他

入札説明会は実施しない。

2 入札参加者の資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 島根県税を滞納していない者であること。

(3) 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

(4) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを受けている者であること。

(5) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、入札参加

資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目（大分類「借入品」中分類「情報処理機器」）に登録されている者であること。

- (6) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札において、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (7) 要求する機能実現に必要な技術的能力を有すると認められること。
- (8) システム、ソフトウェア等の使用方法のサポートや障害発生時・部品取替等に迅速に対応できる者であること。

3 入札参加申請に必要な書類の提出場所及び入札説明書の交付場所等

- (1) 入札参加申請書の提出場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒690-8501 島根県松江市殿町8番地 島根県庁南庁舎6階

島根県総務部税務課 税務電算グループ

電話番号 0852-22-5039 F A X 0852-22-6504

- (2) 入札説明書の交付期間及び交付方法

ア 本公告に係る入札に参加しようとする者の申請により、入札に参加しようとする者1人に対し、1部を無償で交付する。

イ 交付期間は、本公告の日から平成21年4月21日（火）までの土曜日及び日曜日を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

ウ また、希望する者には、交付期間中、電子ファイル（PDF形式）を電子メールに添付して入札説明書を交付するので、法人名（法人のみ）、担当部課名、担当者名、電話番号及び返信先電子メールアドレスを明記して、(1)まで申し込むこと。

- (3) 入札参加申請書の提出期限

入札に参加を希望する者は、入札参加申請書を平成21年5月8日（金）午後5時までに持参又は郵送（必着、書留郵便に限る。）により、(1)に掲げる場所に提出すること。

4 入札の日時及び場所

- (1) 日時 平成21年5月18日（月）午後2時

郵送による入札にあつては、平成21年5月15日（金）正午必着

- (2) 場所 島根県松江市殿町1番地 島根県庁会議棟 第3会議室

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語又は通貨

日本語及び日本通貨

- (2) 入札保証金

入札者が見積る契約金額を契約期間の月数で除し、12を乗じて得た額の100分の5以上の入札保証金を入札時に納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和37年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は免除する。

- (3) 契約保証金

契約金額を契約期間の月数で除し、12を乗じて得た額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は免除する。

- (4) 入札者が応じなければいけない事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に記載された期限までに必要な書類を提出し、資格の確認を受けなければならない。また、当該書類について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (5) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札したとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否

要する。

(8) その他

詳細は入札説明書による。

6 Summary

(1) Item Name and quantity of products to be leased:

Item : The lease and maintenance of a desktop personal computer and server for Shimane Prefectural Taxation business synthesis online system.

Quantity : 30 units (desktop personal computer) and 5 units(server)

(2) Bid Tendering Date:

May 18, 2009, 2:00 p.m.

(Bids by post must be received by noon on May 15, 2009)

(3) Contact Detail:

South Wing of Prefectural Office, 6th Floor

8 Tonomachi, Matsue-shi, Shimane-ken 690-8501 JAPAN

Department of General Affairs, Taxation Division

Shimane Prefectural Government

TEL: 0852-22-5039 FAX: 0852-22-6504

教 育 委 員 会 告 示

島根県教育委員会告示第10号

島根県文化財保護条例（昭和30年島根県条例第6号）第4条第1項の規定により、次の有形文化財を島根県指定有形文化財に指定したので、同条第4項の規定により告示する。

平成21年 4 月 7 日

島根県教育委員会委員長 山 根 昊一郎

種 別	名 称	員 数	所 在 地	所 有 者
彫刻	木造阿弥陀如来立像	1 軀	益田市東町25-33	宗教法人萬福寺
彫刻	木造阿弥陀如来立像	1 軀	益田市七尾町 7-17	宗教法人暁音寺
考古資料	出雲大社境内遺跡出土品		出雲市大社町杵築東195	宗教法人出雲大社
	木製品	7 点		
	鉄製品	39 点		
	土器	25 点		

正**誤**

平成19年 2 月 16 日付け島根県報第1,854号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ

| 箇所

| 誤

| 正

18

島根県選挙管
理委員会告示
第13号の表中

介護老人保健施設ゆうなぎ苑

介護老人福祉施設ゆうなぎ苑